部局名: 法学部 目標の達成状況(成果)及び新たに生じた課題への取組 目 標 (部局での検証とそれに対する取組) ①教育領域 自己評価 1)コース制の導入 SGU対応の新学部構想が頓挫した代わりに、新たに文系3学部の教育改革の一環として本学部も教育改革 を進めることとなり、そうした観点から改めてコース制新設を検討してきた。その結果、細部については引き続き 検討することとし、差し当たり、①公共法政・企業法務・司法の3コースとする、②年次を追って各科目群を設定 ①-1 目標 ①-1 目標 1) コース制の導入: 全学のスーパーグローバル対応の新学部構想を受け、本学部教育体制再編のためにコース制を導入し、各コースのカリキュラムにつき検討を進める(例、司法・公共法務・企業法務の3コースと副専攻のグローバル法務コースの計4コース)。 2) 教養教育科目・夜間主コースカリキュラム: 全学の教養教育改革に関連し、本学部生が履修すべき数養教育科目のあり方を教務委員会、本学部教育フォーラムで検討する。また、27年度入試から入試制度を大幅変更する夜間主コースにつき、従来のカリキュラムのメリットとデメリットを見きわめ、今後のあり方を検討する。 3) 専門演習科目のあり方: 昨年度開設した「演習 I a」「演習 I b」に関して、各々のあり方と両者の関係につき、再検討する。また、就活時の指導をより適切に行うとともに、4年次後期の学習状況 改善のために、4年次任向け演習科目の可能性とその内容を検討する。 4) グローバル化への対応: グローバル人材育成特別コース履修者について昨年度実績(申請者14、採用者12)以上の本学部生を確保するとともに、海外協定校(英国ケント大学、台湾高雄大学等)との学生交流を引き続き推進する。 ③3・4年次にはコースコア科目群 Ⅰ・Ⅱを設定する、などの大枠に関して基本的に決定した。 する。33・4年次にはコームコノ科目辞 I・II を設定する。などの大枠に関して基本的に決定した。 2.教養教育科目・夜間主コースカリチュラム 60分授業・ウォーター制の28年度実施にむけて、教務委員会を中心に実施案の素案を作成した。とはいえ、 大変大きな改編であり、引き続き次年度においても検討する。これに対し、夜間主コースのカリキュラムについて は検討できなかった。というのは、60分授業・ウォーター制の夜間主への導入は、当初予定の改革を遙かに超 え夜間主のあり方に関わる問題だからである。現時点では、29年度実施にむけて検討することになっており、次 おいて改めて検討する必要がある。 3) 専門演習科目のあり方 る。 演習 I a, 同 I b, 4年次生演習については、28年度実施の60分授業・クォーター制との関連で、開講科目全般にわたり整理・見直しを実施するため、今年度はこれらを単独で改革することは中止した。なお、4年次生向け 演習 | 関しては、上記1)、2)の検討の中で28年度以降の実施を予定している。 14、採用有「2」以上の子子町生を確保する。 等)との学生交流を引き続き推進する。 5)実践型教育の推進: 県内弁護士・司法書士による「法実務入門」「不動産登記法」を引き続き開講するとともに、1)の各コースにおいてどのような実践的科目が可能かどうかを検討する。 6) キャリア支援: 前年毎に引き続きキャリア開発センターの協力を得て、就職希望者にGメール等を通じて就職情報を提供するとともに、指導教員を通じて就職内定状況の把握の正確を期す。ま ペリグローバル化への対応 グローバル人材育成特別コース申請者は23名、採用者9名であった(採用者の減は、各部局からの申請が多 くなり、採用枠の割当数が少なくなったため)。海外協定校である英国ケント大には2名の学生を派遣したが、ケント大からの本学部への受入ればなかった(ケント大との交流を支えてきた金光基金からの拠出なくなると、交流の先細りが懸念される)。また、英語による授業を今年度は1科目増やし、計2科目とした。 た、昨年度から開始の新入生保護者向け説明会の充実により、キャリア支援に対する理解を得る。 5) 実践型教育の推進 実践型教育については、県内弁護士による「法実務入門」、司法書士による「不動産登記法」、様々な実務家 によるオムニバス形式の「公共政策論」を開講した。 ①-2 目標とする(重要視する)客観的指標 の キャリア ス は、 キャリア 開発 センターの協力の下、主として Gメールにより 就職情報を提供する一方、就職内定状況の把握と 未内定者への情報提供に資するため、指導教員に依頼して就職内定状況の把握に努めた。また、新入生オリ エンテーションと同時開催の形での新入生保護者むけ説明会の場で、キャリア支援に対する保護者の理解と協 単位取得状況(単位数と成績評価、留年率) 力を得ることができた。 公務員試験合格者数·法科大学院合格者数 自己評価 ②研究領域 1) 研究グループ編成と研究フォーラムの活性化 共同研究を推進するために、(仮称)比較法政研究所を立ち上げることとなった。具体的には、教員の専門分野のほかに、地域すなわちアジア・オセアニア、ヨーロッパおよび英米という地域割研究グループを組織し、2つの視点に基づく研究グループを適宜組み合わせることにより共同研究グループを組織するというものであり、次年 (全) 日 「保 1) 研究グループ編成と研究フォーラムの活性化:共同研究の推進策として、本学部内で複数個 の研究グループを編成し、2年くらい継続する各テーマの下、共同研究を実施するよう研究委員会 で検討する。また、研究フォーラムを活用し、個人研究成果の発表と同時に共同研究グループの成 果発表の場を確保する。 度に実施に移す予定である。 2) 研究助成金の新設: 上記1)の研究グループに研究助成金を提供することを研究委員会で検討する。この研究助成により学内の戦略経費、科研費獲得に誘導する。 3) 国際的な学術交流推進: 従来、台湾高雄大学法学院と中国北京大学法学院との間で交流してきた実績があり、今年度も戦略経費の獲得により高雄大学と交流し、また台湾政治大学法学院と 2) 明元制成並の制設 研究活動を活性化し競争的資金獲得に結びつける一方策として、研究委員会を中心に研究助成制度の検討 を行ってきたが、創設までには至らなかった。最も大きな理由は、助成のための財源を用立てることができな かったからである。但し、この点は引き続き検討していくこととする。 3) 国際的な学術交流推進 の交流の糸口をつける。 (以文派の伝はマンパる)。 4)実践的研究活動の支援: 本学部教員、岡山県・県内市等の職員で構成する岡山県多文化共生 政策研究会の活動を引き続き支援し、地域連携による実践的研究活動を展開する。 5)接続教育のあり方の探求:平成23年度以降学長裁量(戦略)経費を得て実施している法科大 学院との連携・接続教育のあり方について、一定のまとめができるよう努める。 本学部執行部と高雄大学教員との間で意見交換を行った(2月12日) 、スムロッパスル目期**以又接** 本学部教員が県内の自治体職員等とともに組織する「岡山多文化共生政策研究会」の研究活動について、今 E度の戦略経費を充てることにより、学部教員の関わる実践的研究活動して土地で 4) 実践的研究活動の支援 5) 接続教育のあり方の探求 5) 養機教育のあり万の探求 法務研究科教員との共同の下、昨年度に引き続き戦略経費を得て、本学部と法科大学院との間の接続連携教育のあり方につき検討を進めてきた。今年度は、昨年度作成した『法学部⇒ロースクール リエゾン・テキスト基礎編』の続編として、『同・展開編』を作成した。この続編は、各種試験等において出題される法律問題を「どのように論じ」、「どのように答案を書いたらよいか」、などを具体例を用いながら丁寧に説明するものである。 ②-2 目標とする(重要視する)客観的指標 著書・論文等の研究業績 科学研究費補助金その他補助金の受入状況 学内および学外での研究会の実施状況 ③社会貢献(診療を含む)領域 自己評価

● 1 178 1)地域連携等事業の支援: ②-1の4)にあるように、本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会活動を支援し、県内居住外国人の就労および生活を支援する地元自治体の施策に協力し、法的・政策上の諸問題の解決に向けて取り組む。 2)中高校生向け法教育の音及活動: 引き続き回山弁護士会の協力の下、県内中高校生を対象として法教育の普及活動を推進していく。とくに「ジュニア・ロ・スクール岡山」は10周年を迎えるた

して法教育の普及だ事動を推進していく。と(に)シュニア・ロー・スクール両山」は10周年を迎えるため、例年にも増して取り組みを強化する。
3) ネットワークアゴラの支援: 引き続き社会文化科学研究科と連携して、ネットワークアゴラの活動を支援し、地域における諸課題の解決に向けて実践的取り組みを展開する。
4) 生涯学習の支援等: 公法関係の教員を中心とする公開講座を開催し、地域住民の生涯学習
ニーズに応える。また、法務研究科教員と連携し、「民事法研究会」を通じて地域の法曹実務家の

ーーへにかんる。ように、14.73mmのような見上におって、と手にあって出る。 活動を支援していく。 5)公的機関等の委員会委員: 県内自治体や弁護士会等の公的機関の各種委員会委員の選出 依頼に、勤務上支障のない限り、積極的に応えて社会貢献を果たす。

③-2 目標とする(重要視する)客観的指標

地方公共団体等との連携 研究会の実施状況 中高生の参加状況

1) 地域連携事業の支援

1) 地域遷携季栗の支援 9月26日、阪神淡路大震災時に在住外国人が当面した問題と震災以降の多文化に関わる組織取組の理解 するため、西宮国際交流協会、JICA関西、人と防災未来センター等を訪問した。これには、多文化共生政策研 究会所属の本学部教、岡山県国際交流センターおよび県内市町村の職員等多数参加した。また、研究会活動 を通じて、次年度策定予定の岡山県防災計画に多言語支援組織の設置を盛り込むよう提言作成の取りまとめ 中である。更に、本研究会編集・出版の「多文化共生の法と政治」を使用して教養科目の講義を担当した。

2) 中高校生向け法教育の普及活動 岡山弁護士会と共催の「法教育シンポジウム」を11月23日に開催した。シンポジウムでは、文科省初等中等 岡川井護士会と共催の「法教育シンボジウム」を11月23日に開催した。シンボジウムでは、又科省初等中等 教育局の超口雅夫氏の講演「多様な主体との連携・協働を基軸とした法教育の在り方」、講演を承け5名のパネ リストを加えてディスカッションを行った。これには、岡山県内の高校教員、岡山弁護士会および岐阜弁護士会 の弁護士、金沢大学の教員および学生、本学部、教育学部および法務研究科の教員が参加した。 シンボジウムに続き、「第10回ジュニアロースクール岡山」を開催した。上記シンボジウムの参加者が見守る 中、本学部生(大森ゼミと法友会の学生)および岡山弁護士会の弁護士の指導により、中高校生(17名参加)が

とを題材にした授業を通して法的な考え方を学んだ。

具体的なできことを題材にした授業を通して法的がようえので子のに。 3) ネットワークアゴラの支援 全学のネットワークアゴラの一員として本学部教員も、社会文化科学研究科と連携しながら、「地域と医療」の シンポジウムに関わったり、県議会・倉敷市議会等での講演活動を担い、あるいはいじめ問題に関連して、笠岡 市等の教育委員会委員等と意見交換を実施した。

4) 生涯学習の支援等

・ 雇用をめぐる社会と法」の全体テーマの下、ブラック企業問題やサラリーマンの税制、公務員の市民的自由な につき、6月末から7月末の毎土曜日に公開講座を実施し、50名弱に修了認定を行った。また、法務研究科 教員と連携しながら「民事法研究会」を開催し、地域における法曹実務家の実践的活動を支援する活動を行っ

5) 公的機関等の委員会委員 県内自治体や国の出先機関、弁護士会等の公的機関からの要請に応え、各種委員会の委員の選出依頼に は、引き続き勤務に支障のない限り、積極的に応じている。

【総括記述欄】

①11月教授会の開会に先立ち、全学のハラスメント防止対策室・大森和子氏を招いて、全教員参加の下にハラスメント研修会を実施した。本学部では、相当長期にわたりハラスメント事案が発生していないが、本 ○田川泉状長と切開長に先出り、至子のパフペタンで加速対策主・入株村工民を指いた、主教員参加のドニノフスタンで研究法を実施した。本子部では、相当長期にイニシバフスタンで手来が定生していないが、本研修を通じて一層強く防止に努めることができた。また、昨年度と同様に、12月教授会に先立ち、「コンプライアンス意識容発e-Learning研修」を使用してコンプライアンス研修会を実施し、3月教授会においては「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の改正等について」を回覧し、コンプライアンス意識容発の向上に努めた。なお、本学部生については、新入生オリエンテーション(学生生活関係)、演習の時間、講義等において「周知徹底、意識容発を行うととして、新入生の保護者に対し、ても情報提供と協力依頼を行った(於:入学式後の保護者説明会)。②本学部の情報発信の有力な手段であるHPについては、今年度、WEBコンテンツを情報統括センターが提供しているWWWサーバ・なそ行し、引き続きHPの充実を図ることを計画していたが、担当の学部情報委員長の長期入院のため、計画通りに実施するとかできなかった。また、情報担当助教が26年度末をもって転出のため、今後の維持管理体制を早急に整備する必要が生じた。その際は、後任の担当者を補充で

きないことから、統括センターのサポートを得ながら特定の教員に頼らない体制を構築する必要がある。 ③学生のメンタルヘルス面については、文系3学部と2研究科との共同で「学生相談ルーム」を設置し、毎週水曜日12時から17時に学生総合支援室にて2名のカウンセラー(臨床心理士)の先生が本学部生のメ

タル面の相談に応じている。

3)次年度においてのごと。。。 3)次年度においての課題の中で喫緊のものとして,情報の収集・整理体制の構築がある。学部執行部(特に学部長)には全学・学部等から様々な情報が寄せられるが,それらはアドホックに寄せられるものである 一方,他方でなお把握していない情報もある。そこで,あらゆる情報を一元的に受け取り,それらを整理することにより,利活用を一層促進する体制を構築する必要がある。